

令和6年7月16日

中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中津川・恵那広域行政推進協議会（以下「協議会」という。）の会議を公開し、その審議状況を住民に明らかにすることにより、会議の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、住民の理解と信頼を深めるため、中津川・恵那広域行政推進協議会規約第12条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における会議とは、住民の意見及び有識者の専門的知見等の意見を聴取し、協議会の施策に反映することを目的として設置された委員会等をいう。

(会議の公開基準)

第3条 会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）及び恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生じると認められる場合

(会議の公開方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(公開又は非公開の決定)

第5条 会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、前条の規定に基づき、委員会等の長が会議に諮って行うものとする。

2 前項の規定により、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議を開催するにあたっては、次に掲げる事項について、開催予定日の7日前までに、協議会のウェブサイトへの掲載等の方法により、広く住民への周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 会議の名称

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 会議の傍聴に必要な手続き等
- (7) 公開又は非公開の別（非公開とする場合にあっては、その理由）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の長等が必要と認める事項
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会等の会議の公開に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年7月16日から施行し、同日以後に開催が決定する会議について適用する。